

## 第44回 太平洋広域漁業調整委員会

### 議事次第

日時： 令和8年2月17日（火） 14：00～

場所： 三番町共用会議所 大会議室（東京都千代田区九段南2-1-5）

#### 1 開会

#### 2 挨拶

#### 3 議題

（1）令和8年度における遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の資源管理措置について

（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（3）その他

① 令和8年度資源管理関係予算について

② その他

#### 4 閉会

# 太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年 6月1日～2026年5月31日

都道県互選委員（第7期）：2025年10月1日～2029年9月30日

区分	氏名	現職	
都道県互選	北海道 阿部 国雄 <small>アベ クニオ</small>	渡島海区漁業調整委員会 委員	
	青森県 南谷 雅人 <small>ミナミヤ マサト</small>	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 亘理 榮好 <small>ワタリ マサヨシ</small>	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 尾定 誠 <small>オ サダ マコト</small>	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 鈴木 哲二 <small>スズキ テツジ</small>	福島海区漁業調整委員会会長代理	
	茨城県 清水 信宏 <small>シミズ ノブヒロ</small>	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 石井 春人 <small>イシイ ハルヒト</small>	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 馬場 治 <small>ババ オサム</small>	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均 <small>ミヤガワ ヒトシ</small>	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 高田 充朗 <small>タカダ ミツロウ</small>	静岡海区漁業調整委員会会長	
	愛知県 石井 克也 <small>イシイ カツヤ</small>	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 矢田 和夫 <small>ヤダ カズオ</small>	三重海区漁業調整委員会会長	
	和歌山県 片谷 匡 <small>カタタニ タダシ</small>	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 竹本 晴茂 <small>タケモト ハルシゲ</small>	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 木下 清 <small>キノシタ キヨシ</small>	高知海区漁業調整委員会会長	
	愛媛県 立花 弘樹 <small>タチバナ ヒロキ</small>	愛媛海区漁業調整委員会会長	
	大分県 濱田 貴史 <small>ハマダ タカシ</small>	大分海区漁業調整委員会委員	
宮崎県 成原 淳一 <small>ナリハラ ジュンイチ</small>	宮崎県海区漁業調整委員会委員		
大臣選任	漁業者代表	野崎 太 <small>ノザキ タイ</small>	株式会社酢屋商店 代表取締役
		鈴木 宏彰 <small>スズキ ヒロアキ</small>	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		長島 孝好 <small>ナガシマ タカヨシ</small>	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣 <small>コサカダ ヒロツグ</small>	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		小玉 祐樹 <small>コダマ ユウキ</small>	有限会社小玉漁業 代表取締役
		中田 勝淑 <small>ナカタ カツヒデ</small>	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣 <small>イノウエ ユキノリ</small>	全国かじき等流し網漁業協議会 副会長
	学識経験	関 いずみ■	学校法人東海大学 人文学部 教授
		北門 利英▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男 <small>ハナオカ ワカオ</small>	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

# くろまぐろ遊漁の管理について

令和8年1月  
水産庁

# I. 令和7年度における管理について

## 1. 採捕状況について

- 4月～翌1月における遊漁の機会について、昨年度は119日間、今年度は170日。また、4月～翌2月までの総採捕数量は、令和8年2月13日時点で58.8トン（残り3.3トン）。
- 他方、6、7月の採捕の積み上がりが予想以上に大きく、月の上限を大幅に超過したことから、遊漁専門部会の議論を経て9月以降の採捕上限を3トンに変更。9～11月の採捕数量の積み上がりは緩やかな状況。ただし、12月については、月の後半に採捕報告が増加し、月の採捕上限3トンを超過（28日から採捕禁止）。

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採捕上限	5トン	5トン	5トン	5トン	5トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン	3トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	0.8トン	2.2トン	1.6トン	3.9トン	4.3トン	7.2トン	—
採捕禁止期間	4/9～ 4/30	5/14～ 5/31	6/5～ 6/30	7/4～ 7/31	8/4～ 8/31	—	—	—	12/28 ～ 12/31	1/19 ～ 1/31	2/4 ～ 2/28	—
主な採捕海域	J3海域		J6、J7、J8海域		J1、J8 海域	J1海域		J1、J2 海域	J1、J3 海域	J1、J3 海域	J1、J2、 J3海域	—

### （参考）令和6年度の採捕実績

時期	4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	1～3月
採捕上限	5トン	7トン	7トン	7トン	5トン	5トン (3.3トン)
採捕数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン
採捕禁止期間	4/6～5/31	6/5～ 6/30	7/7～ 7/31	8/5～9/30	—	1/9～3/31
主な採捕海域	J3海域	J6、J7、 J8海域	J7、J8 海域	J1、J8海域	J1海域	J1海域

## 2. 委員会指示違反への対応について

○ 令和8年2月13日時点で計20件の裏付け命令を発出（令和6年度の裏付け命令発出実績は計11件）。

違反時期	違反海域	使用船舶	違反内容
令和7年4月	福島県いわき市中之作港沖	PB	小型魚の採捕
令和7年6月	京都府経ヶ岬沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	富山県魚津沖	PB	小型魚の採捕
		PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
		PB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型魚の採捕</li> <li>・採捕禁止期間中の大型魚の採捕</li> </ul>
		PB	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小型魚の採捕</li> <li>・大型魚の保持数制限</li> <li>・採捕禁止期間中の大型魚の採捕</li> </ul>
	新潟県新潟港（東港区）沖	PB	小型魚の採捕
	石川県小木港南方沖	遊漁船	小型魚の採捕
令和7年7月	新潟県佐渡島東方沖	PB	採捕禁止期間中の大型魚の採捕
	長崎県壱岐島北西海域	遊漁船	採捕未報告
令和7年8月	北海道ウト口港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	島根県浜田港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
	北海道網走沖	遊漁船	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採捕報告期限の超過</li> <li>・必要書類の未提出</li> </ul>
令和7年9月	北海道釧路港沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年10月	富山県魚津沖	SUP	小型魚の採捕
	大分県別府湾沖	遊漁船	小型魚の採捕
	青森県竜飛崎沖	遊漁船	採捕報告期限の超過
令和7年11月	北海道勇払沖	PB	採捕報告期限の超過
	静岡県沼津市戸田付近	陸釣り	小型魚の採捕
令和8年2月	東京都大島沖	PB	採捕報告期限の超過

## Ⅱ. 令和8年度における管理について

- 令和8年1月22日（木）に、くろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議を開催し、令和8年度における管理について議論を行い、以下の内容で合意。広域漁業調整委員会指示に基づき、今後、広域漁業調整委員会会長が別に定める予定。

	令和7年度（現行）	令和8年度（見直し）
採捕上限の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月均等に設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月均等に設定。</li> <li>令和7年度の余剰分は各月に均等配分。</li> <li>月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引く。</li> </ul>
大型魚のバッグリミット（保有制限）	1人1月1尾まで	1人各期間1尾まで ※ 各期間：4月から始めて2か月間ごと

※ その他の現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しはなし。

### 【令和8年度の管理の考え方の例】

単位：トン

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
採捕実績	5	5	12.2									
超過数量	—	—	+7									
調整後採捕数量				5.2	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

※1 バッグリミットはオレンジ枠内で1人1尾まで。

※2 令和7年度の余剰分が3.5トンだった場合の各月配分量：3.5トン÷12か月＝約0.2トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

※3 6月に7トンの超過があった場合の8月以降の各月差し引き数量：7トン÷8か月＝約0.8トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

### Ⅲ. 届出制に関する状況について

#### 1. 届出状況について

- 令和8年4月1日から導入されるくろまぐろ遊漁に関する届出について、令和8年1月1日から受付を開始。
- 令和8年2月13日時点における届出の件数は、計4,313件（対象者間の重複を含む）。それぞれの届出件数は以下のとおり。

対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする <b>遊 漁 者</b>	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする <b>遊 漁 船 業 者</b>	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする <b>遊漁船以外の船舶 （プレジャーボート等） 運航者</b> <small>※遊漁船：遊漁船業の用に供する船舶</small>
届出件数	3,457件	902件	1,399件
海域ごとの届出件数	太平洋：1,681件	太平洋：379件	太平洋：521件
	日本海・九州西：2,696件	日本海・九州西：589件	日本海・九州西：1,032件
	瀬戸内海：177件	瀬戸内海：15件	瀬戸内海：23件
届出期間	令和8年1月1日（木）から <b>最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで</b>	令和8年1月1日（木）から <b>令和8年3月20日（金）まで</b>	

※ 届出は者ごと、船舶ごと、海域ごとに行うため、対象者及びそれぞれの海域での重複を含む。

## 2. 届出制に関する周知状況について

- 令和8年4月1日から導入される届出制について、ポスター及びチラシを作成し、周知活動を実施。

広報媒体	実績
説明会	全国向けに計9回（予定）、遊漁船業者向けに計2回実施。
SNS	農水省X、水産庁Facebook、水産庁Instagramにおいて複数回投稿。
ラジオ（杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより）	令和8年1月4日（日）にTOKYO FMほかで放送。政府広報オンラインにおいてアーカイブ配信中（令和9年3月31日まで）。農水省Xでも当該放送に関する投稿をポスト。
Smartnewsバナー広告	令和7年12月15日（月）～12月28日（日）の期間中掲載。
新聞	水産関係の業界紙において掲載。遊漁関係の業界紙において掲載。
ポスター・チラシの配布	約400か所に、ポスター約2,800枚、チラシ約37,000枚を配布。
イベントへの参加	釣りフェス2026 in Yokohama及びフィッシングショー-OSAKA2026においてポスターを掲示、チラシを配布、シンポジウムに参加。



ポスター



6



チラシ

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の一部改正について

当委員会では、遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うため、太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号（以下「指示第 49 号」という。）を發出して、遊漁による太平洋くろまぐろの採捕の管理を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第 49 号を一部改正する指示として、資料 1 - 3 の（案）により太平洋広域漁業調整委員会指示第 54 号を發出するとともに、

- ・資料 1 - 5 の（案）により、太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針
- ・資料 1 - 6 の（案）により太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針

の決定を行う。

### 1. 改正内容及び理由

(1) 指示第 49 号の三に定める遊漁者が採捕可能なくろまぐろ（大型魚）の採捕数量

指示 49 号に基づき、遊漁による太平洋くろまぐろ（大型魚）の採捕は、1 人 1 月 1 尾までであったが、令和 8 年 1 月に開催された、太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議において、指示第 49 号の三に定める遊漁者が採捕可能なくろまぐろ（大型魚）の採捕数量を、1 人 1 月 1 尾から 1 人各期間 1 尾までに変更することで合意したことから、変更を行うもの。

各期間の設定は以下のとおり。

- ア 四月及び五月
- イ 六月及び七月
- ウ 八月及び九月
- エ 十月及び十一月
- オ 十二月及び一月
- カ 二月及び三月

### 2. 施行日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号（案）

改正

令和七年 十一月四日太平洋広域漁業調整委員会指示第五十二号

改正

令和八年 二月十七日太平洋広域漁業調整委員会指示第五十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年三月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

#### 一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
  - (一) 漁業者が漁業を営む場合
  - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
  - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- 3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

#### 二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

い。

### 三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

1 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(一) 四月及び五月

(二) 六月及び七月

(三) 八月及び九月

(四) 十月及び十一月

(五) 十二月及び一月

(六) 二月及び三月

2 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

### 四 報告

1 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

(一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

(三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

(四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

(五) 採捕した海域

(六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

(七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(八) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）

- 2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

#### 五 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

#### 六 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十二号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

附 則（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十四号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行前に漁業法第百二十一条第四項で読み替えて準用する同法第百二十条第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示の改正規定にかかわらず、改正前の指示の規定を適用する。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第49号 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
<p><b>一 定義</b> この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。  (一) 漁業者が漁業を営む場合  (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合  (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合</p> <p>2 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。</p> <p>3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。</p> <p>4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。</p> <p>5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</p>	<p><b>一 定義</b> この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。  (一) 漁業者が漁業を営む場合  (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合  (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合</p> <p>2 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。</p> <p>3 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。</p> <p>4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。</p> <p>5 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</p>
<p><b>二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限</b> 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>	<p><b>二 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限</b> 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>
<p><b>三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限</b></p> <p>1 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を、<u>次に掲げる期間ごとに</u>、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。</p> <p>(一) <u>四月及び五月</u>  (二) <u>六月及び七月</u>  (三) <u>八月及び九月</u>  (四) <u>十月及び十一月</u>  (五) <u>十二月及び一月</u>  (六) <u>二月及び三月</u></p> <p>2 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>	<p><b>三 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限</b></p> <p>1 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人<u>毎月</u>一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。</p> <p>2 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>
<p><b>四 報告</b></p> <p>1 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。</p> <p>(一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス  (二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）  (三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）  (四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所  (五) 採捕した海域  (六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号  (七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号</p>	<p><b>四 報告</b></p> <p>1 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。</p> <p>(一) 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス  (二) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）  (三) 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）  (四) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所  (五) 採捕した海域  (六) 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号  (七) 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号</p>

<p>(ハ) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の八、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の八及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の八に基づき交付される番号をいう。）</p> <p>2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。</p>	<p>(ハ) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の八、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の八及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の八に基づき交付される番号をいう。）</p> <p>2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。</p>
<p><b>五 指示の有効期間</b> この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>	<p><b>五 指示の有効期間</b> この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>
<p><b>六 その他</b> この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p>	<p><b>六 その他</b> この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p>

附 則（太平洋広域漁業調整委員会指示第52号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行の日前に採捕されたくろまぐろ（大型魚）に関する改正前の太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の4の(1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

附 則（太平洋広域漁業調整委員会指示第54号）

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行前に漁業法第二百一十條第四項で読み替えて準用する同法第二百一十條第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示の改正規定にかかわらず、改正前の指示の規定を適用する。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針（案）

令和 8 年 4 月 1 日

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号及び瀬戸内海広域漁業調整委員会第 48 号（以下「指示」という。）に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の適正な管理のため、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針について、以下のとおり定める。

1 基本的な配分

各月 5 トンとする。なお、前年度の採捕数量に余剰がある場合は、当該余剰分の数量を月数で除した数量について月ごとにそれぞれ上乘せする。

2 配分後の数量の取扱い

上記 1 により定めた月ごとの数量を当該月の採捕数量が超えた場合、その超過分の数量を、超過した月の翌々月から指示で定める有効期間の満了日が属する月までの月数で除した数量について、超過した月の翌々月以降の数量からそれぞれ差し引く。この場合、月ごとの数量について変更があった旨、速やかに水産庁のホームページで掲載する。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針（案）

令和 8 年 4 月 1 日

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号（以下「指示」という。）に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の適正な管理のため、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止に関する運用方針について、以下のとおり定める。

1 採捕の禁止の判断

指示における太平洋広域漁業調整委員会会長が認める「太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあるとき」、日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が認める「日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあるとき」及び瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が認める「瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあるとき」は、当該月に日本全域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕数量が「太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針」（令和 8 年 4 月 1 日付け施行）で定める月別の数量を超えるおそれがある場合とする。

2 採捕の禁止の期間

指示の規定に基づくくろまぐろ（大型魚）の採捕の禁止の期間は、原則、公示日が属する月の末日までとする。

令和 8 年 2 月  
水 産 庁

## 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

1. 太平洋広域漁業調整委員会指示第五十三号（案）の概要  
令和 8 年度の指示を制定する（内容は現行と同じ）。

資料 2 - 1

2. その他

資料 2 - 2

（太平洋南部キンメダイの広域資源管理における漁場環境の保全措置の状況調査結果）

前回の委員会における委員からの質問を受けて行った調査結果を報告する。

## 太平洋広域漁業調整委員会指示第五十三号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣の許可（※）、また、②各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可に基づき営まれているが、これ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国EEZ」という。）では、自由漁業として営まれている。

こうした中、きんめだい資源の管理・回復を図るため我が国EEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第6号に規定する太平洋底刺し網等漁業

## 1 操業の承認

下記(1)の規制海域において、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、下記(2)のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

## (1) 規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

## (2) きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業）及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

## 2 承認の対象者

委員会指示第四十七号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域



太平洋広域漁業調整委員会指示第五十三号(案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和八年二月十七日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

#### 4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

#### 5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

#### 6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

#### 7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年二月十七日から令和九年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

きんめだい底刺し網漁業承認証				
承認番号				
漁業者	住所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船 登録番号		使用権の 種類	
漁業根拠地				
操業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長				

別記様式第一号 (記載例)

きんめだい底刺し網漁業承認証				
承認番号	太広委底第〇号			
漁業者	住所	●●県●●市●●町●番●号		
	氏名又は名称	●●水産株式会社		
船舶	船名	●●丸	総トン数	●●トン
	漁船登録番号	●●●●-●●●●	使用権の種類	●●●
漁業根拠地	●●県●●市			
操業承認期間	令和8年 月 日から 令和9年3月31日まで			
<p style="text-align: center;">年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長</p>				

別記様式第二号  
太広委底〇〇〇

備考各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底 1



令和8年2月17日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第五十三号（以下「指示53号」という。）のきんめだい底刺し網漁業を営むことの承認に関する事務の取扱につき、以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 委員会指示第五十号（以下「指示50号」という。）の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船（当該実績に係る船舶の使用を廃止し、これに代わって使用する他の船舶）を当該漁業に使用する者。

(2) 指示50号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有しない者であっても、やむを得ない事由によるものであることを委員会が特に認めた者。

(3) (1) 又は (2) に該当する者から相続、法人化により経営を承継した場合等で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 操業の承認をしない者

前項の規定にかかわらず、次の4による承認を受けようとする者が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。

イ 委員会により指示50号に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 承認の申請

指示53号の2の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、4月30日までに委員会事務局（「水産庁資源管理部管理調整課」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

## 5 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域において当該承認漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

## 6 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

## 7 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

## 8 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

## 9 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者は、別紙様式第9号による漁獲成績報告書を、当該承認漁業の航海ごとに、当該航海の終了後1ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

## 10 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示53号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十条第八項の規定に基づき、必要に応じて農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

## 別 表

きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付
		代 船	承 継	記載事項 の変更	相続・合 併	
申請書	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○	
船舶検査証書写し	○	○	○	△	△	
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	
適格性に関する誓約書	○		○			
代表者選定届	△	△	△	△	△	
定款及び登記簿謄本	△	△	△	△	△	
年間操業計画書	○	○	○		○	
海難事故報告書写し		△				
廃業届	△	○	○			
紛失届						○
相続相関図					△	
相続同意書					△	
戸籍謄本					△	
合併契約書					△	
旧承認証	△	○	○	○		△

(別表注)

1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 船舶使用承諾書は、別紙様式第2号によること。
3. 適格性に関する誓約書は、別紙様式第3号によること。
4. 代表者選定届は、別紙様式第4号によること。
5. 年間操業計画書は、別紙様式第5号によること。
6. 廃業届は、別紙様式第6号によること。
7. 紛失届は、別紙様式第7号によること。
8. 相続同意書は、別紙様式第8号によること。
9. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

(添付書類注釈)

1. 船舶検査証書写しは、船舶検査証書が必要な漁船は添付する。
2. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
3. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
4. 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨を明記し、添付を省略できる。
5. 旧承認証は、操業期間中の場合は写しを添付する。
6. 漁船登録原簿謄本は、証明後3か月以内のものとする。

きんめだい底刺し網漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記によりきんめだい底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用する船舶

- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 船舶総トン数
- (4) 使用権の種類：（自己所有船、使用貸借権、賃借権）
- (5) 通信機器の種類
- (6) 電波機器の種類

2 漁業根拠地

3 主な操業区域

4 主な漁獲物等陸揚港

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。
2. 通信機器は、無線 1 W、船舶電話等を記載すること。
3. 電波機器は、レーダー、GPS 等を記載すること。

別紙様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

住所：（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所：（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

貴殿が、下記の船舶をきんめだい底刺し網漁業に使用することを承諾します。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 船舶総トン数

4 使用権の種類 使用貸借権  
賃借権（賃借料）（月 円也）

5 使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4にする。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

適格性に関する誓約書

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第4号

代表者選定届

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を 丸に係るきんめだい底刺し網漁業の共同経営者の代表者に選定したので、届け出ます。

記

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

年間操業計画書

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

船名： （漁船登録番号： ）

漁業者	漁業種類	操業区域	期間

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。
2. 当該船舶の年間従事する漁業種類をすべて記入すること。
3. 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

廃業届

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶は、きんめだい底刺し網漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

紛失届

令和 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶に係るきんめだい底刺し網漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

相続同意書

令和 年 月 日

殿

住所：（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
氏名：（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記のきんめだい底刺し網漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

別紙様式第9号

きんめだい底刺し網漁業漁獲成績報告書

太平洋広域漁業調整委員会 会長殿	住所 氏名又は名称	船名				報告年月日			
		総トン数				報告取扱責任者	氏名		
		所持した漁具の数量				船長	氏名		
						漁業根拠地			
		冷凍能力	トン/日						
出入港 月日	年 月 日 出航	航海 日数	日	漁獲物等 陸揚港					
	年 月 日 入航	操業 日数	日						
月 日	操業位置	使用漁具の数量	操業回数	魚種別漁獲量 (kg)					漁場の水深、 その他の事項
				キンメダイ				計	

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

## 太平洋南部キンメダイの広域資源管理

### 1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、立縄、底立延縄、樽流しなどの釣り漁業等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7,000トン弱で安定していたものの、2010年以降は減少傾向にあり、2024年には4,000トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源量は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2015年から緩やかに増加傾向となり、2023年は約3.9万トン。親魚量は2000年代前半まで3万トン台で推移し、その後は減少傾向にあったが、2017年以降は増加傾向にあり、2024年は約2.9万トンとなった。

### 2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

### 3 資源管理の方向性(目標、期間等)

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

### 4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。  
各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

#### ① 立縄漁業(自由漁業)及び底立てはえ縄漁業(知事許可漁業)

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下 <u>取組を組合せて実施。</u> ・ 小型魚の再放流 ・ 漁具・漁法の制限 ・ 休漁日・休漁期間の設定 ・ 操業規制区域の設定 ・ 使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島(含式根島)周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島(青ヶ島含む)周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖(静岡県知事許可)	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 45 号）

きんめだい底刺し網漁業の承認を受けた者は、底立はえ縄漁業者を会員とする漁業者協議会との間で合意した以下の内容等について実施。

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③ 漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

(2) 漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

令和 7 年度の漁業者代表部会は、一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会と共催とし、令和 8 年 2 月 19 日に開催する予定となっている。

6 資源管理手法検討部会で整理された意見・論点への対応について

キンメダイ太平洋系群について、数量管理を基本とする新たな資源管理について広く意見を聴き、議論を整理するため、令和 4 年 12 月 20 日に第 10 回資源管理手法検討部会を開催し、別紙のとおりその結果を整理したところ。

これらの論点等について、キンメダイの資源管理に関する漁業者代表部会や一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の枠組みを通じ、また関係漁業者等と個別に相談しながら対応方向を整理し、これまでの自主管理の枠組みと並行して、新たな数量管理の導入に伴う資源管理の目標や目標達成の方法等について検討を進められるよう、必要な調整や対応等を行っているところ、引き続きこれらの取組を継続することとする。

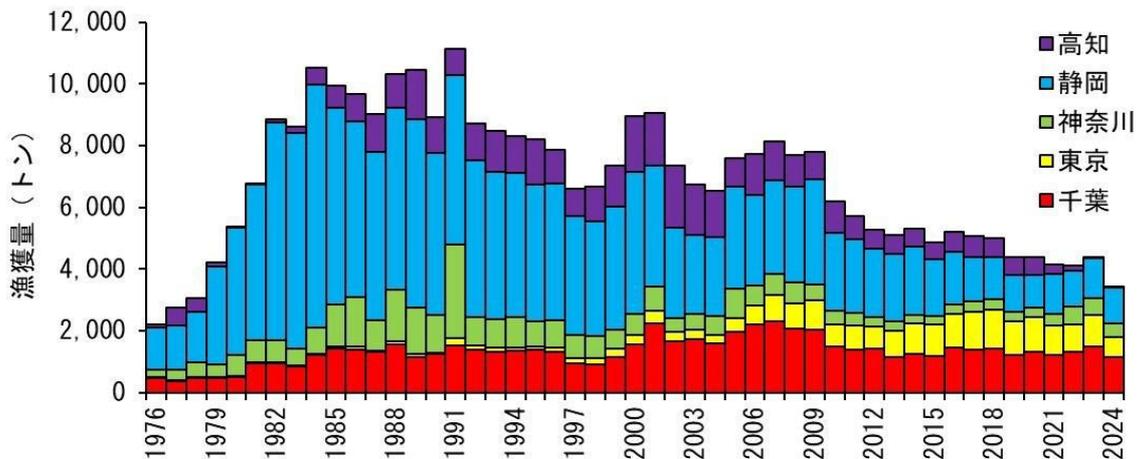
## 太平洋南部キンメダイ資源管理の令和7年度の取組状況

### 【広域資源管理の取組状況】

#### ① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移



#### ② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
29ト	73ト	64ト	46ト	52ト	60ト	87ト	52ト	35ト	20ト	28ト

※各年1～12月の漁獲量を集計

太平洋南部キンメダイの広域資源管理における  
漁場環境の保全措置の状況調査結果

資料 2 - 2

都県	漁具流出防止・回収の取決め	実施状況
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁場ルールとして、潮流が一定以上のとき操業禁止。</li> <li>・ 操業規約で漁具が絡んだ際の対応等を規定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発見時に自主的に回収する例あり。</li> <li>・ 沿海漁協で処分対象漁具の収集・処分を行う例あり。</li> </ul>
東京都	資源管理措置で「使用済漁具の廃棄禁止」。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部漁協では、平均して2～3ヶ月に1回くらい回収。</li> </ul>
神奈川県	取決めは確認できなかった。	操業中にゴースト漁具を見つけた場合は可能な範囲で回収。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申合せで「使用済み漁具は持ち帰り／海洋投棄禁止」を明記（立て縄）。</li> <li>・ 操業中に自船の漁具を見失った場合は僚船と連絡して捜索（樽流し）。</li> <li>・ 許可条件等で漁具に船名・許可番号の表示）。また、独自ルールとして、流出した漁具は当該船が回収。所有者不明の場合には、付近の船が回収（底立てはえ縄）。</li> </ul>	操業中の漁具回収とは別に、海底清掃を年に1度実施（樽流し）。